

昭和 4 9 年 1 2 月 4 日

製品安全協会理事長 殿

通商産業省産業政策局
消費経済課長

乗用車ヘルメット及び野球用ヘルメットの大きさ
の型式の区分について

上記の件については先に、昭和 4 9 年 1 0 月 9 日付 4 9 産局第 5 2 8 号（3 -
（3）- 八）によって通知したところであるが、なお、ヘッドバンドの内周の測定が
付属品の存在等内周の状態によって一義的に測定しえない場合もあるので、原則
としてヘッドバンドの設計の大きさを基準として測定することとし、ヘッドバン
ドの設計の大きさが不明の場合にあっては、帽体の同一型式ごとに、ヘッドバン
ドの平均した大きさを基準とされたい。